

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年9月1日
日田市長 棕野 美智子

市町村名 (市町村コード)	日田市 (442046)
地域名 (地域内農業集落名)	中津江 (蕨野、小野田、勝坂、野田、中村、田ノ口、荒瀬、辛味、栃原、二又、川辺、八所、 原部、合鶴、平野、井干原、黒谷、木弓、藤蔵、原、中西、丸蔵、宮園、石場、堤、 すだれ、中川内、吉原、小平田、鯛生、市ノ瀬、宮原、柿ノ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月3日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者のいない農業者の農地面積が多く存在しているため、(株)中津江村農林支援センターを軸に中心経営体とのマッチングが必要である。また、乗用型農業機械の進入が困難で林地に隣接している等、条件が不利な農地の管理が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中津江地区の農地利用は、(株)中津江村農林支援センターが軸となって中心経営体が担うほか、生産条件の不利な農地については、できる限り荒廃を防止するとともに、優良農地については畜産飼料の生産や農業法人、新規就農を希望する担い手への集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中津江地域は中山間地にあり、地形的に集積・集団化が進みにくい状況はあるが、担い手への集積を今後も進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手は可能な限り農地を機構に貸し付けていく。その際、原則として白紙委任とする。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の経営が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、進入路の整備や農地の区画化・汎用化等の基盤整備の取り組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
定年退職を迎える世代の就農支援と作業の担い手組織として育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が多発しており、補助事業を活用した防護柵の設置、設置後の適切な管理を徹底する。

⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理の取組を進めていく。